

第1章 計画総論



1 計画の策定にあたって

1. 計画策定の意義

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く「生きる力」を身につけるために欠くことのできないものです。

SNSに代表されるインターネット社会の中で生活する現代の子どもたちにとって、パソコンやスマートフォンの利用は今や日常的なことであり、情報通信機器（以下「メディア」）への過剰依存は、大人のみならず、子どもたちにまで心配されるに至っています。さらに、過剰依存の問題は、コミュニケーションの取り方にも影響を及ぼし、人間関係面でさまざまな問題を生じさせる要因の一つになっています。

一方、読書に関しては、学年が上がるにつれ1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合が増えるなど、読書離れの傾向が伺え、読解力の形成に対する影響も懸念されています。

このような状況の中で、子どもの読書活動を推進していくためには、乳幼児期から児童・生徒期まで、年齢や発達段階に応じて、子どもの琴線に触れる書籍と出会える環境を、保護者や周りの大人たちが積極的に構築するとともに、メディアの利用のあり方に関する啓発を含め、社会全体で子どもの自主的な読書活動を支援する取組みを行うことが必要です。

福岡市においては、平成17年に「福岡市子ども読書活動推進計画」を、さらに平成23年に「福岡市子ども読書活動推進計画（第2次）」（以下「第2次計画」という。）を策定し、さまざまな事業に取り組んできました。第2次計画の策定から5年が経過した今、上記のような子どもを取り巻く状況の変化を考慮しつつ、これまでの取組みの成果と課題を踏まえ、家庭、地域、学校、図書館等が連携しながら、子どもの読書活動のさらなる推進を目指して、「福岡市子ども読書活動推進計画（第3次）」（以下「計画」という。）を策定します。

2. 国及び本市の動向など

< 国の動向 >

(1) 「子ども読書活動の推進に関する施策についての計画」の制定

国は子どもの読書活動を支援するために平成11年8月に、平成12年を「子ども読書年」とする決議を行い、取組みをさらに進めていくために平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。この法律は、子どもの読書活動の推進

に関し、基本理念を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにするとともに、4月23日を「子ども読書の日」と決めました。

この法律に基づき、平成14年8月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されたことを受け、各地方自治体でも「子ども読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定し、子どもの読書活動を社会全体で支える環境整備に取り組みました。

平成14年に策定された国の基本的な計画は、平成20年3月に第2次計画が、さらに平成25年5月には第3次計画が策定され現在に至っています。

第3次計画では、「1. 家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組」「2. 子どもの読書活動を支える環境の整備」「3. 子どもの読書活動に関する意義の普及」の3つの基本的方針に基づく取組みを通じ、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、その推進を図ることとしています。

(2) 言語力の重視

平成17年7月に「文字・活字文化振興法」が制定されました。同法には、学校教育における言語力の涵養について明記されています。

平成18年12月、学校教育の基盤となる「教育基本法」が、さらに、翌19年6月には「学校教育法」が改正されました。学校教育法では、新たに「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基本的な能力を養うこと」等が盛り込まれています。また、同法の改正を踏まえ平成20年3月に改訂された現行の学習指導要領では、「児童（生徒）の言語活動を充実すること」が規定され、言語活動を通じた言語力育成の重視が鮮明に打ち出されています。

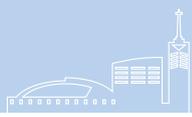
(3) 「国民読書年」の制定

平成20年6月の国会において「国民読書年に関する決議」が採択され、平成22年を「国民読書年」とすることが制定されました。国民読書年には、読書のまちづくりの広がりやさまざまな読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識を高めるため政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることが宣言されました。

(4) 「学校図書館法」の一部改正

平成26年6月に、「学校図書館法」の一部が改正されました。学校教育において、児童生徒の確かな学力の育成には、言語活動や探究的な学習の充実が必要であると同時に、読書活動等を通じて児童生徒の豊かな人間性を形成していくことが求められており、これらの活動を充実するために、学校図書館が利活用できる整備の重要性が明記されました。

具体的には、学校に司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の一層の利用を促すため、学校司書の配置や研修について努めることが盛り込まれました。



<本市の動向>

(1)「第9次福岡市基本計画」の策定

平成24年12月、福岡市では「第9次福岡市基本計画」（計画期間：平成25年度から平成34年度）を策定し、その分野別目標「目標1：一人ひとりが心豊かに暮らし、元気に輝いている」で「自ら考え、学び、行動する子ども・若者の育成」を施策として掲げるとともに、平成25年6月に策定した「政策推進プラン（第9次福岡市基本計画 第1次実施計画）」において、「子ども読書活動の推進」を主要事業として位置づけました。

(2)「福岡市子ども総合計画」「新・福岡市子ども総合計画」の策定

平成12年に策定した「福岡市子ども総合計画」は、平成17年に「次世代育成支援福岡市行動計画」として見直し、その中に「子どもの読書活動の推進」を掲げました。その後、平成22年3月に策定した「新・福岡市子ども総合計画」には、「ことばの教育による豊かな心の育成等を推進すること」を明記しています。平成27年3月に同計画を再度改訂しましたが、「読書活動の推進」を「さまざまな体験機会の充実」の施策の一つとして、引き続き位置づけ、子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭、地域、学校、図書館が連携し読書活動への理解と関心を高める取組みを進めることとしています。

(3)「新しいふくおかの教育計画」の策定

平成12年7月に「教育改革プログラム」を策定し、学校を中心に、家庭・地域と連携した教育環境構築の実現に向けた教育改革を進めてきました。その「教育改革プログラム」の成果と課題を踏まえ、平成21年6月本市教育委員会では学校・家庭・地域が一体となって子どもを共に育むために「新しいふくおかの教育計画」を策定しました。

この計画では、目指す子どもの姿を「基本的な生活習慣を身につけ、自ら学ぶ意欲と志を持ち、心豊かにたくましく生きる子ども」とし、これを実現するための具体的な教育内容として「公教育の福岡モデル」を示していますが、重視する教育の内容の一つに、「ことばを大切にする教育」を掲げています。

さらに、平成26年には後期実施計画を策定し、読書に関する施策を引き続き「豊かな心の育成」の中に重点施策として位置づけ、子どもの読書活動のさらなる充実に向けて取り組んでいます。

3. 第2次計画における取組みの成果と課題

平成23年度から第2次計画に基づき、さまざまな事業に取り組んできたところですが、平成28年3月までの5年間を振り返り、その成果と課題を第2次計画が掲げる5つの基本目標ごとにまとめました。

① いつでもどこでも自分から読書に親しめる環境の整備

< 成果 >

4か月児健診時に絵本を配布し、ボランティアによる読み聞かせを実施するブックスタート事業に続く取組みとして「スタンダード文庫事業」を創設しました。平成24年度から平成27年度に福岡市内の全公民館に、就学前児童を対象にした絵本を毎年25冊ずつ配布し、計100冊の絵本を整備しました。

地域では、公民館を中心に多くの読書ボランティアが活動し、地域文庫や公民館の読書活動を支えています。

また、学校図書館の図書冊数が小中学校とともに増加しており、すべての小中学校図書館で図書のバーコードによるデータベース化が完了しました。図書の管理をはじめ、貸出記録を児童生徒の読書活動に生かされています。

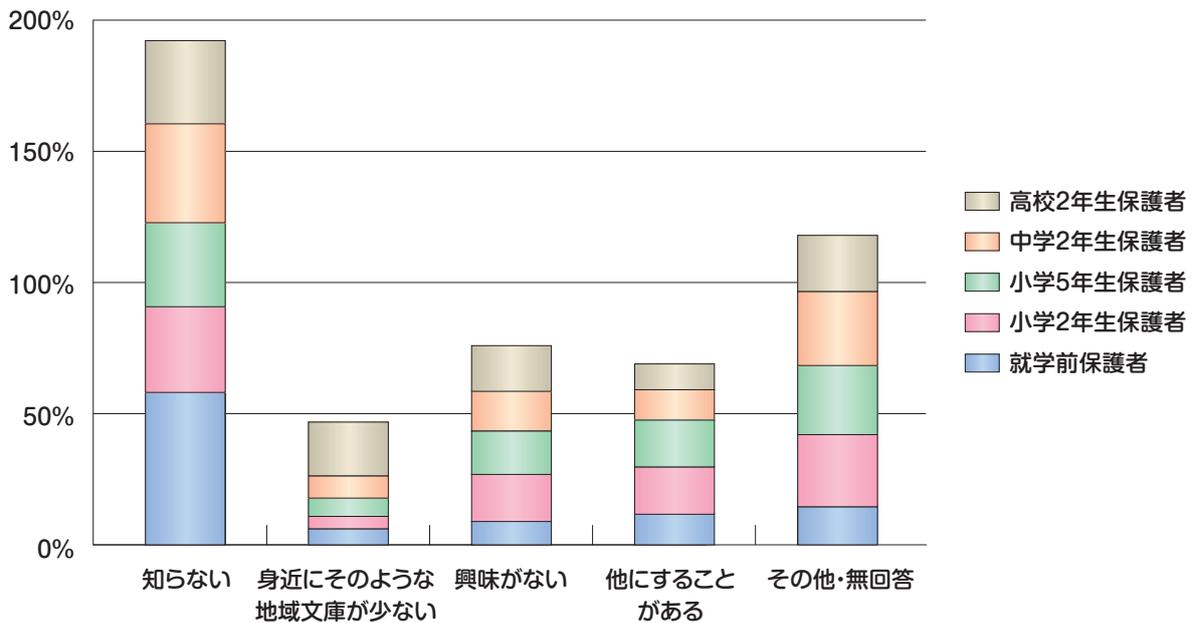
総合図書館においても児童図書蔵書数が増加し、また市の施設（美術館、アジア美術館、博物館、子どもプラザ、中央児童会館、背振少年自然の家、海の中道青少年海の家、市民福祉プラザ、人権のまちづくり館）においても図書コーナーを設け、その施設の特徴にあった児童向けの本を配置するなど、子どもたちの身近に読みたい本がある環境を整えました。

< 課題 >

地域における読書活動は、公民館や地域文庫を拠点に行われていますが、身近なところに本があることの周知については、まだまだ浸透しているとは言えない状況にあります。平成27年度に実施した「子どもの読書活動に関する意識調査（以下「意識調査」という。）」では、「地域文庫を知らない」との回答が58.2%と多く、公民館の文庫等を含め、地域の図書情報を広く周知していく必要があります。

また、総合図書館で行っている障がい等のある子どもへの図書の郵送サービスについても、利用の促進を図るため効果的な周知を行う必要があります。

■ 地域文庫に来所しない理由



資料：子どもの読書活動に関する意識調査

② 大人も子どもも読書に親しめる機会の提供

< 成果 >

意識調査において、就学前保護者に関して、「読み聞かせを始めたきっかけ」は「4か月児健診で絵本をもらって」が35.5%と最も多く、4か月児健診時に絵本の配布や読み聞かせの実演を行うブックスタート事業の効果が表れています。

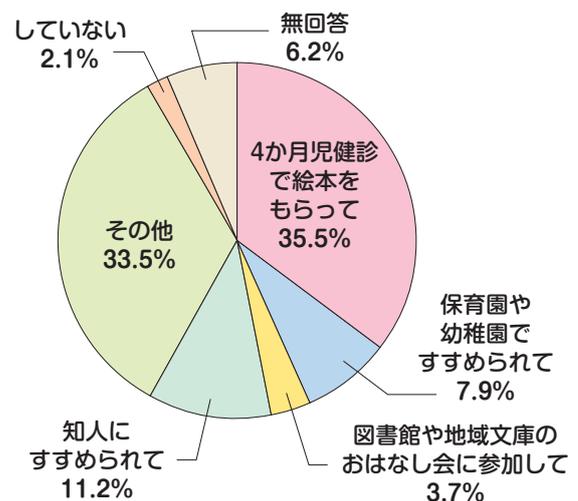
また、保育園や幼稚園での読み聞かせが家庭(56.2%)に続いて29.8%に上り、読み聞かせの重要な場となっています。(P25下部グラフ参照)

総合図書館や市内の10の分館では、ヤングアダルト(12歳から18歳)向けのコーナーを設置し、おすすめ本を紹介するとともに、

「ヤングアダルトブックリスト」を作成し、市内の中学校や高校の図書館で配布しました。

「福岡市子ども読書フォーラム」は、子どもから大人まで市内全域から幅広い年齢層の市民が参加しており、さまざまな絵本の紹介、読み聞かせやおはなし会の実演、中学生・高校生によるイベントを通して、読書の楽しさを伝える場として大きな役割を果たしています。

■ 読み聞かせを始めたきっかけ (未就学児を持つ保護者)



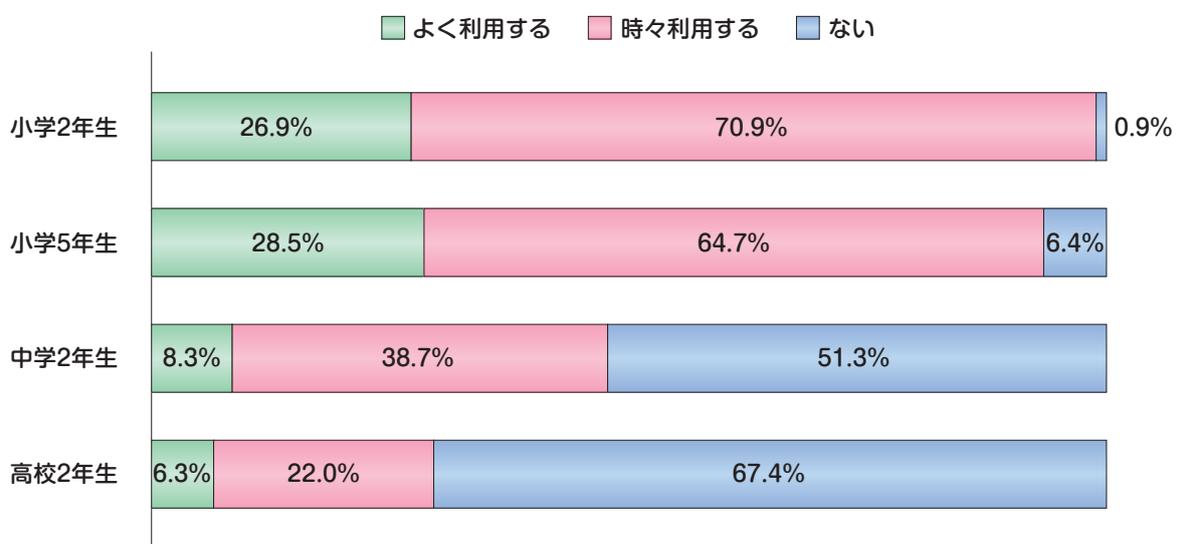
資料：子どもの読書活動に関する意識調査

< 課題 >

学校図書館の利用に関して、意識調査では学年が上がるにつれ利用率が低下しています。また、「1か月に本を1冊も読まない」子どもの割合も、学年が上がるにつれ、増加する傾向にあります。子どもが本を読まなくなる要因を明らかにするため、子どもの読書活動の実態を把握する必要があります。

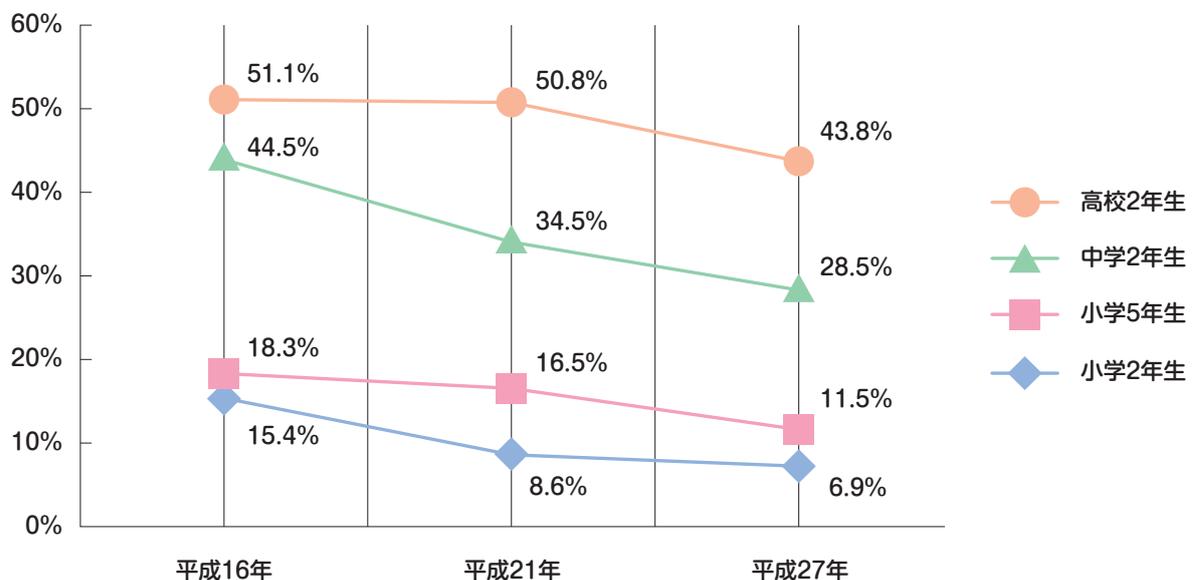
また、乳幼児期、児童期、生徒期など年齢や発達段階に応じた読書機会を継続して提供していく必要があります。

■ 学校図書館の利用状況



資料：子どもの読書活動に関する意識調査

■ 1か月に1冊も本を読まない割合の推移



資料：子どもの読書活動に関する意識調査

③ 子どもの読書活動を支える人材の育成

< 成果 >

公民館を中心に地域で活動する読書ボランティアや公民館職員を対象にした交流会を開催し、地域の読書活動などについて情報交換を行い、読書ボランティアと公民館が連携する機会を提供しました。

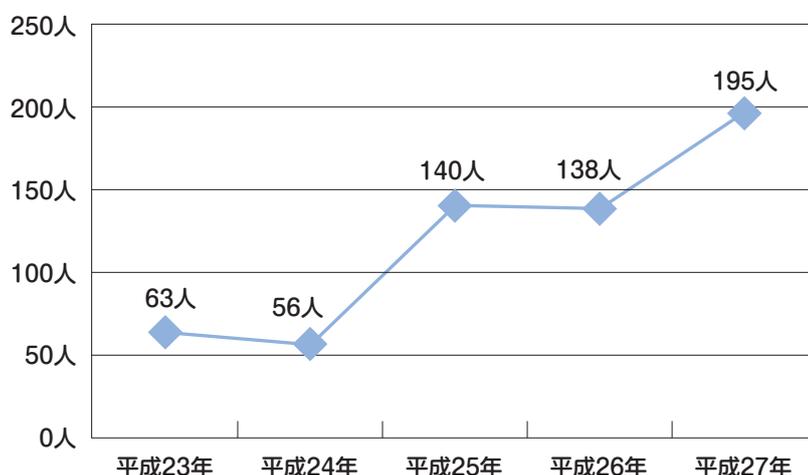
また、総合図書館では「読書活動ボランティア講座」を実施し、平成23年度から27年度までに延べ約2,500名が受講しました。初心者コースは絵本の読み聞かせ、経験者コースはストーリーテリングを中心に、ボランティア活動を始めるきっかけづくりや、地域文庫活動の一助になるよう実施しました。

また、小学生を対象に毎年「小学生読書リーダー養成講座」を実施しました。年々認定数は増加しており、平成27年度には51校195人が受講し、本を紹介するポップの作り方や、絵本の読み聞かせ等を学び、学習した内容を生かして、それぞれの学校図書館で活動しています。

学校図書館の運営には司書教諭の配置が重要であることから、資格取得を励行し、有資格者が増加しました。また、離島校など一部の小規模校を除く市立学校に司書教諭を配置しています。

学校で行っている朝の読書活動などで活動する読書ボランティアを対象にした研修の実施や、「学校図書館教育担当者連絡会」を定期的で開催し、学校図書館での実践発表や学校司書と学校図書館担当者との情報交換を実施しています。このことにより、司書教諭や学校司書をはじめとする、読書活動を支援する人材の育成につながり、学校の教育課程での読書活動と並行して行う学校図書館の展示や本の紹介、図書館の本を利用した朝の読み聞かせの実施など、学校図書館の活性化に結びつきました。

■小学生読書リーダー養成講座受講生の推移



資料：図書館要覧等

< 課題 >

学校における読書活動を推進するため、児童生徒に接する教員が自ら、読書活動の重要性を学習し、子どもたちに読書の重要性・楽しさを伝えていく必要があります。

総合図書館の「読書活動ボランティア講座」を継続して実施し、ボランティア人材を育成するとともに、ボランティア活動が学校や公民館を中心とした地域などのニーズと繋がるしくみづくりが必要です。

④ メディアとのよい関係づくりと「福岡市子どもと本の日」、「共読(ともどく)」等の推進

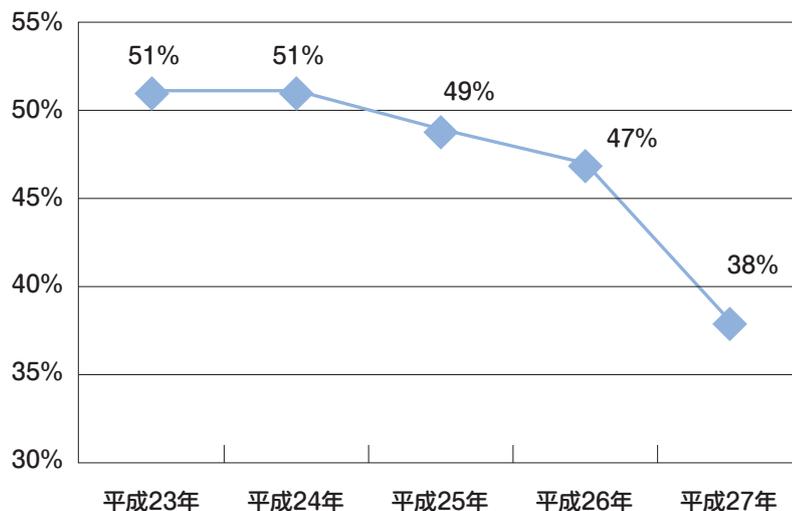
< 成果 >

平成25年度に小中学生、平成27年度には高校生を対象に、メディアへの意識と生活の実態を調査し、スマートフォンの所持率が高校生では約9割にのぼっていることがわかりました。子どものメディアに関する実態を踏まえ、メディア使用のルールづくりの重要性について、保護者等への啓発を推進しました。

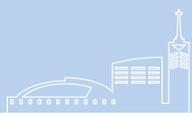
また、福岡市独自に制定している「福岡市子どもと本の日」（毎月23日）の周知に努め、「本の日通信」のホームページでの配信や、学校への配布等により、市民の「福岡市子どもと本の日」の認知度は上昇しました。

映画配給会社と共働して「共読」ポスターを作成し、学校や図書館等に配布し、人目に付きやすい映画等の情報の活用による「共読」の推進に努めました。

■ 「福岡市子どもと本の日」を知らないと答えた割合



資料：子ども読書フォーラムアンケート

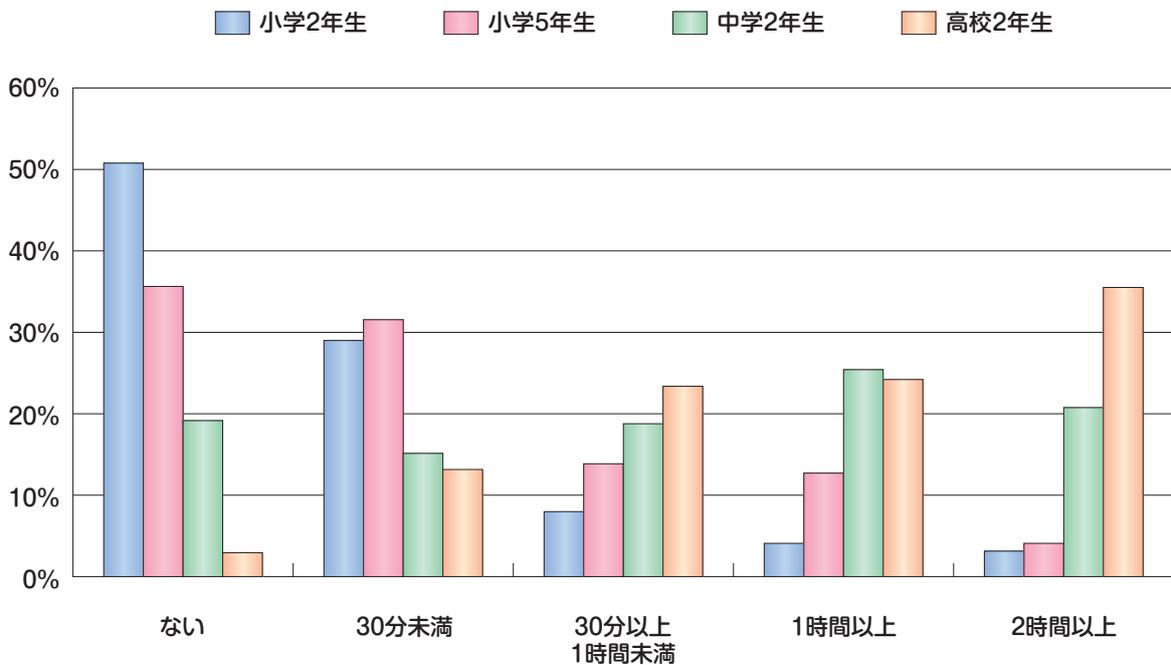


< 課題 >

読み聞かせをはじめとするあらゆる機会を活用し、大人と子どもと一緒に読書を楽しむ「共読」を継続して啓発していくとともに、本や読書の楽しさ・魅力を積極的に発信するなど、子どもと本がつながる取組みを継続して実施していく必要があります。

また、子どもたちにメディアが急激に普及していることを踏まえ、メディアを適切に使いこなすためのメディアリテラシー教育を推進するとともに、並行して、未就学期や低学年においては保護者等との「共読」の推進や、高学年においては電子書籍も視野にいれた読書活動の推進など、年齢や発達段階に応じた子どもとメディアと読書の関係づくりが必要です。

■ 平日での時間の使い方（パソコンや携帯，スマートフォンを使う）



資料：子どもの読書活動に関する意識調査

⑤ 市民全体として子どもの読書活動を支えるしくみづくり

< 成果 >

平成17年度から毎年開催している啓発イベントである「福岡市子ども読書フォーラム」については、企画段階から開催に至るまで学校図書館関係者、読書ボランティア、中学生・高校生、書店組合、総合図書館などと連携し、子どもから大人まで幅広い年齢層の市民が楽しめる内容で実施しており、子ども読書に関係する団体等が官民共働でつくりあげ、実施するしくみができています。また、参加団体の活動を発表する場ともなっています。

第2次計画の進捗を確実にするため、学識経験者や学校図書館関係者、読書活動ボランティアなどの外部委員と、行政組織で構成する「福岡市子ども読書活動推進会議」を設置し、定期的に計画の進捗状況の把握と検証を行い、課題の解決に努めました。

平成27年度には、学校図書館と総合図書館を結ぶ「学校図書館支援センター」が本格稼働しました。学校図書館の運営や環境整備等に関する相談に助言・指導を行うとともに、学校の要請に応じて学習用図書 of 配送を行うなど、両者の連携体制を整備・強化しました。

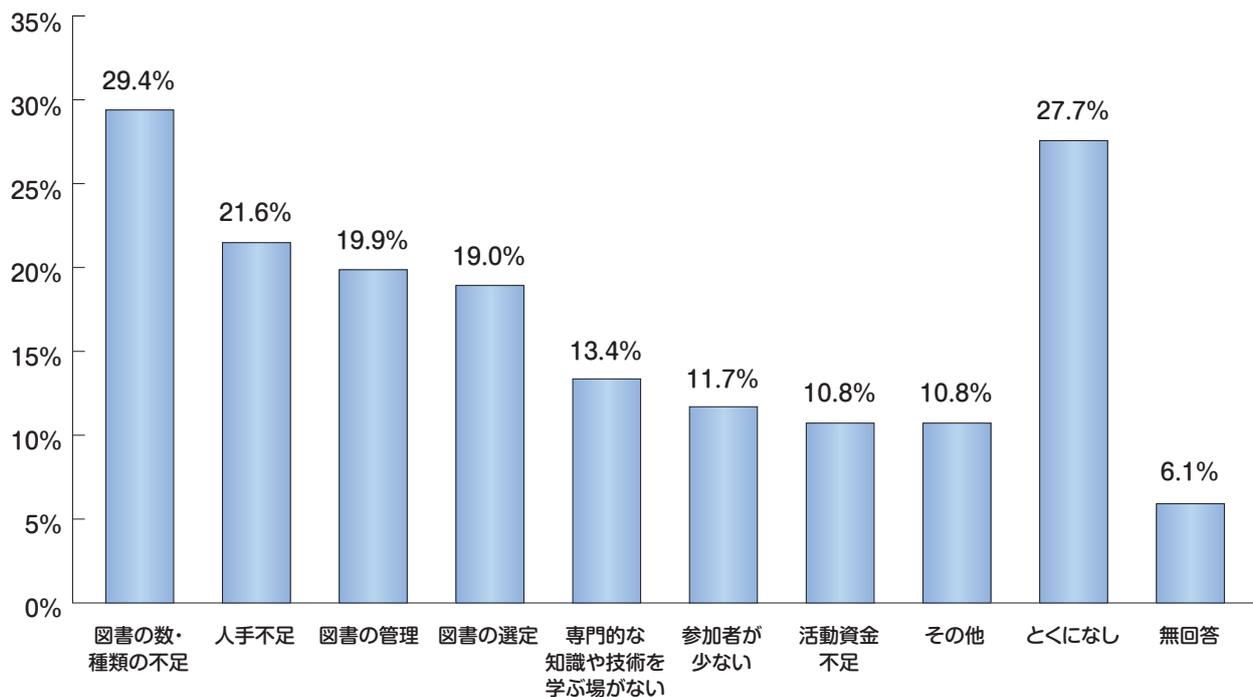
< 課題 >

地域において、公民館等は読書ボランティア等の支援を求めていることが、意識調査やアンケート調査で明らかになっています。

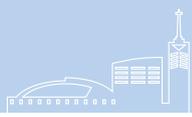
総合図書館で毎年実施している「読書活動ボランティア講座」への応募数は定員を超えるニーズが見られ、読書活動を希望しているボランティアが潜在していると考えられることから、ボランティア活動を希望する人材を地域ニーズに繋げるしくみづくりが急務となっています。

また、「子ども読書活動推進会議」における進捗状況の確認・検証をより具体的なものとするため、課題解決のための協議体制の強化を図る必要があります。

■活動をする上で困っていること（地域で活動する読書活動団体の回答）



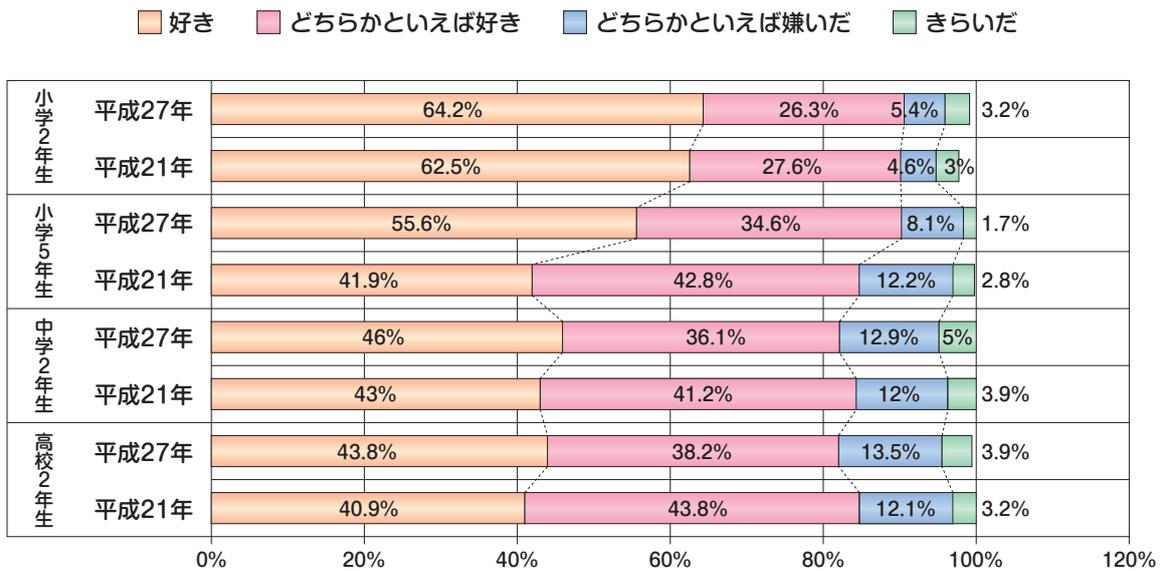
資料：子どもの読書活動に関する意識調査



4. 数値目標達成状況

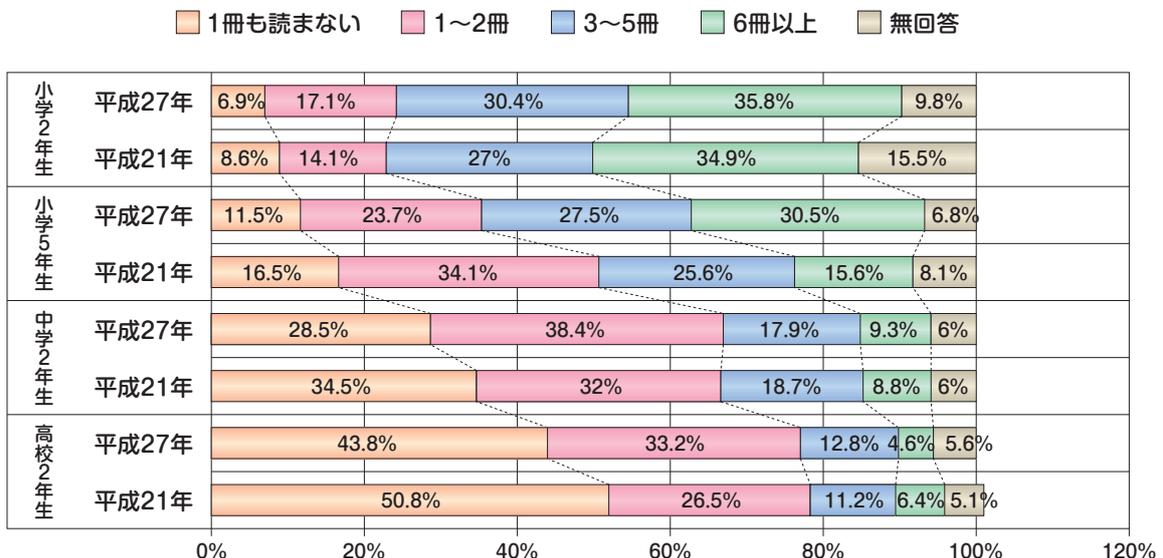
読書が好きな子どもの割合 90%以上 ⇒ **86.2%(前回比 0.3%増)**

平成27年度意識調査結果の86.2%は、各学年の平均値であり、小学2年生と小学5年生では90%を達成していますが、中学2年生が82.1%、高校2年生が82.0%と、目標値を下回っています。中高生に向けた一層の取組みが必要です。



1か月に本を1冊も読まない子どもの割合 5%減 ⇒ **4.9%減(22.6%)**

各学年の結果は、小学2年生は6.9%、小学5年生は11.5%、中学2年生は28.5%、高校2年生は43.8%となっており、平均すると4.9%減少しています。目標はほぼ達成しました。



2 計画策定の基本的な考え方

1. 計画の目指す姿

新しいふくおかの教育計画では「基本的な生活習慣を身につけ、自ら学ぶ意欲と志を持ち、心豊かにたくましく生きる子ども」の姿を目指しています。

変化の激しいこれからの社会を生きていく子どもたちには、「知」・「徳」・「体」の調和のとれた「生きる力」が必要であり、子どもたちが社会の中でより良い人間関係を築くとともに、自分の能力を発揮していくためには、「ことばの力」を身につけることが必要です。

同計画においては、公教育の福岡モデルを示しており、その中に「ことばを大切にする教育」を重視する教育の内容に位置付けるとともに、重点施策に子どもたちの豊かな心の育成を掲げ、読み聞かせや読書活動の充実を図るなど、子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。

福岡市子ども読書活動推進計画（第2次）では、子どもたちが心豊かに生きていくために人と人をつなぐ「ことば」を大切に、みんながいつも輝いている福岡市を目指して、子どもが自ら進んで読書できるような環境づくりを推進しました。

地域、学校、図書館など子どもたちの身近な場所に読みたい本がある環境を整備するとともに、子どもから大人まで幅広い年齢層に向けたイベント等を実施しました。また、総合図書館や学校図書館、公民館など地域と家庭、あらゆる場で活動している読書ボランティア、読書関係の民間事業者など多様な団体それぞれがその役割を認識し、連携した読書活動を推進したことにより、子どもが身近なところで（どこでも）本を読みたいと思う時（いつでも）、読書ができる環境が整いました。

一方、学年が上がるにつれ、子どもたちの読書離れの傾向が見られ、その要因を捉えた取組みの検討が必要であり、近年、子どもたちにスマートフォンをはじめとする電子メディアが急激に普及していることを踏まえ、メディアを適切に使いこなすメディアリテラシー教育と並行した読書活動を推進していく必要があります。

第3次計画では、第2次計画の5つの基本目標を引き継ぎながら、その成果を活かすとともに、課題解決に向け、4つの分野で取組みの行政セクション等を明確にし、子ども読書活動の次へのステージとして、読書（本）の世界の魅力と子どもたちをつなぐ取組みを推進することとしました。



2. 計画の基本目標

「～つくろう ことば輝くまち つなげよう 子どもと本の世界～」

心豊かに生きていくために人と人とをつなぐ「ことば」を大切にし、子どもたちがみんな、いつも輝いている福岡市を目指して、子どもが楽しい本の世界に触れることができるように子どもの読書活動を推進していきます。

(1) いつでもどこでも自分から読書に親しめる環境づくり

子どもが本を読みたいと思う時（いつでも）、身近なところに（どこでも）、読みたい本がある環境づくりを進めていきます。

(2) 大人も子どもも読書に親しめる機会づくり

子どもだけでなく、大人も一緒に読書を楽しめる催し等を開催し、子どもと大人が読書の楽しさを共有できる機会づくりを進めていきます。

(3) 子どもの読書活動を支える人材づくり

学校や図書館などで子どもに読み聞かせをしたり、図書の整備をするボランティア等子ども読書活動を支える人材の育成のための研修を充実させるなど、人材の育成と資質の向上に努めていきます。

(4) 発達段階に応じた子どもと本とメディアのよい関係づくり

メディアが子どもたちの生活の中へ急激に普及している現状を踏まえ、メディアリテラシー教育と子どもとメディアとのよい関係づくりを推進するとともに、乳幼児から高校生まで、年齢や発達段階に応じた読書活動を進めていきます。

(5) 市民全体として子どもの読書活動を支えるしくみづくり

今まで以上に子どもの読書活動を推進していくために、市の関係機関や保護者、子どもに関わる団体などが一体となって取り組む共働のしくみづくりを進めていきます。

3. 計画の位置づけと性格

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第9条第2項に定める、「市町村子ども読書活動推進計画」として策定するもので、本市における今後6年間の子どもの読書活動推進に関する基本的な考え方や施策の方向性について明らかにしています。

4. 計画の4つの取り組み分野

計画の目標を実現するため、家庭、地域、学校等の生活・活動の場などに応じて、計画に4つの取組分野を設定することで関係する行政セクション等を明確にし、子どもの読書活動を推進するための取組みに努めます。

(1) 家庭・地域を中心とした読書活動の推進

家庭は、常に子どもの心の拠り所となるものであり、乳幼児期から家族との触れ合いを通して、子どもが基本的な生活習慣や人に対する信頼感、豊かな情操などを学んでいく場です。

また、子どもの「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するためには、あたたかい家庭や、家族との触れ合いを大切にしながら、多様な遊びや自然体験、社会体験など数多くの体験や機会をつくることが重要です。

しかしながら、近年、スマートフォンをはじめとするメディアの家庭への影響は非常に大きく、子どものメディア使用時間は長くなり、大人自身もメディア中心の生活になっている状況がみられ、親子が触れ合う時間や自然体験、社会体験の減少が危惧されています。また、経済的にも精神的にも厳しい状況に置かれた子どもの問題が取り上げられるなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、環境の変化が子どもの読書活動にも影響を与えていると考えられます。

これまで、家庭における子どもの読書活動を推進するために、ブックスタート事業等、家庭に絵本がある環境づくりを進めるとともに、保育園・幼稚園等で読み聞かせの重要性を保護者に啓発し、本と触れ合う機会を提供するなど、子どもがいつでもどこでも本と触れ合うことができる環境づくりを進めてきました。

また、地域は子どもがさまざまな世代の人と交流し、いろいろな活動や生活体験を通じて成長する場ですが、都市化が進み人間関係が希薄化するにつれ、地域のつながりや交流が減ってきているため、公民館や子どもプラザなどを中心に、子育てサークルや子育てサロンなどを開催する子育て支援の取組みが行われています。その中で、絵本を使った読み聞かせやおはなし会などを実施し、大人と一緒に本を読む楽しさを伝えてきました。また、公民館にはスタンダード文庫をはじめとする絵本等を配置した書架コーナーも設置されており、いつでも読みたい本がある身近な公共施設として活用されています。

この計画では、子ども読書活動の基礎となる家庭・地域の役割の重要性を改めて確認し、第2次計画の家庭・地域を中心に進めてきた取組みを継続して実施するとともに、地域のボランティアとの連携を充実し、子どもに本の楽しさや魅力を伝え、大人も子どもと一緒に読書を楽しめる取組みを推進していきます。



(2) 学校における読書活動の推進

本市では、平成21年に「新しいふくおかの教育計画」を策定し、その中で「ことばを大切にする教育」を重点内容の柱の一つとして掲げています。また、平成26年に「新しいふくおかの教育計画」後期実施計画を策定しましたが、その中でも読書に関する施策は引き続き重点施策として「豊かな心の育成」の中に位置づけています。

国においても、平成19年に学校教育法の中で「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基本的な能力を養うこと」が盛り込まれ、平成20年に改訂された学習指導要領では「児童生徒の言語活動を充実すること」と言語力育成の重視が打ち出されています。そのため、本市でも「言語活動指導の手引き」において、読む力を育てるための読書の重要性や、国語科を始めとして各教科等における言語活動の指導の重要等について示し、読む力を育てるための取組みを推進しています。

読書活動については、各学校において、朝読書の推進や各教科における調べ学習の充実等を進め、必要に応じて学校図書館を利用してしています。また、読書活動の中心となる学校図書館は、学校長のリーダーシップのもと、司書教諭を中心に、学校司書、児童生徒、読書ボランティアなど多くの人に関わり運営しています。さらに、平成27年度から学校図書館支援センターが本格稼働し、学校は学校図書館の環境整備や活用等についての助言指導を受けることができおり、学校図書館の活性化が進んでいます。

一方で、意識調査などから、学年が上がるにつれ本を読まない子どもが増加する傾向があること、学校図書館の利用率が下がる傾向にあることから、中高生に向け効果的な読書活動を推進していくことが課題だと考えています。

この計画では、課題解決を目指し、子どもの読書活動の実態を把握し取組みをすすめます。また、学校図書館支援センターを活用するとともに、学校図書館に関わる人材の育成を図り、「読書センター」「学習センター」「情報センター」の役割を持つ学校図書館の活性化を目指します。

今後も、子どもが主体的・意欲的に読書活動を進め「ことばの力」を伸ばし、豊かな心の育成と学力向上を図っていけるよう、読書活動を一層推進していきます。

(3) 図書館を中心とした読書活動の推進

本市では総合図書館を中心に10の分館があります。総合図書館には、こども図書館もあり、各図書館・分館で、大人も子どもも本と出会い、読書を楽しんでいる姿がみられます。特に、子どもに本の楽しさを伝えるため、多くの読書ボランティアと連携して、おはなし会を実施していますが、毎回多くの子どもたちが参加しています。

また、年齢に応じた図書や絵本、紙芝居、文庫用品なども収集し・貸出するだけでなく、読書活動ボランティア講座の開催、ホームページ等でのさまざまな情報提供を行うとともに、点字図書館においては視覚障がいのある子ども向けの点字図書や録音図書などを収集しています。

地域における読書活動を支援するための団体貸出や、学校図書館を支援するための学校図書館支援センターの運営など、図書館は家庭、地域、学校等すべての読書活動の拠点として重要な役割を担っています。

この計画では、子どもたちの読書の現状を踏まえ、子どもたちに読書の楽しさを広く伝えていく活動や、誰もが利用しやすい図書館として図書・資料の整備やサービスの充実を継続していきます。

(4) 家庭・地域・学校等の連携の推進

子どもは、家庭、地域、学校等で、遊び、学びながら成長していきます。そこには多くの大人がいて、子どもの成長を支えるとともに、その成長に大きな影響を与えています。子どもがいろいろな人と触れ合い、健全に成長していくためには、私たち大人が、子どもの手本となるよう行動するとともに、自ら読書の重要性を認識し、それぞれが連携・協力しながら共に子どもを育てていくことを意識することが大切です。

この計画では、家庭、地域、学校、図書館等が連携し、市民全体として子どもの読書活動を推進していくしくみの構築や体制を強化するとともに、子どものメディア使用の現状を踏まえ、子どもの年齢や発達段階に応じた、子どもと本とメディアのよい関係づくりに取り組みます。

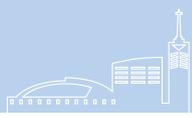
子どもたちが本の世界とつながり、読書を楽しんでいる、そのような「ことば輝く福岡市」になるよう、あらゆる機会を生かして読書（本）の魅力を発信しながら、この計画を効果的に推進していきます。

5. 計画の対象

この計画の対象は「概ね18才以下のすべての子ども」とします。

6. 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成34年度の6年間とします。



7. 福岡市子ども読書活動推進計画（第3次）体系図

基本目標

つくろう
ことば輝くまち
つなげよう
子どもと本の世界

(1)いつでも
どこでも自分
から読書に
親しめる
環境づくり

※1【重点】…重点的に取り組む施策

※2 具体的施策の詳細ページ

取組分野 1 家庭・地域を中心とした読書活動の推進

《施策の方向》

地域における読書活動の支援【重点】

- #### 《具体的施策》
- 地域における読書ボランティアの活動支援《新規》
 - 公民館における子どもの読書活動の推進
 - 子ども読書の情報発信《新規》

乳幼児期から大人と一緒に本と触れ合う機会づくりの推進

- ブックスタート事業の推進
- 保護者への読み聞かせの重要性についての啓発
- 保育所・障がい児通所支援施設等の日常保育中での読み聞かせの充実
- 家庭における読み聞かせの推進

あらゆる場と機会をとらえた子ども読書活動の推進

- 子どもプラザ, 中央児童会館, 背振少年自然の家, 海の中道青少年海の家における子どもの読書活動の推進
- 障がい児通所支援施設等での読書活動の推進
- その他の施設における子どもの読書活動の推進

※2 P26~P27

取組分野 2 学校における読書活動の推進

《施策の方向》

学校図書館の環境整備の充実及び活用の促進【重点】

- #### 《具体的施策》
- 学校図書館の活性化（小中高）《新規》
 - 図書の適正な整備

子どもの読書活動の実態を踏まえた読書活動の推進

- 学校教育における読書活動の実態把握と効率的な学校図書館活用の推進（小中高）《新規》

子ども読書活動に関わる人材の活用と連携

- 学校司書の効果検証
- 総合図書館との連携による人材育成
- 読書活動推進を図る研修の充実
- 子どもの読書活動推進に関する情報提供

障がい等のある子どもの読書活動の支援【重点】

- 特別支援学校など多様な学びの場における読書活動及び環境の充実

※2 P30~P31

■ 数値目標 ■

- * 読書が好きな子どもの割合……………90%以上
- * 1か月に本を1冊以上読む子どもの割合……………5%増

(2) 大人も子どもも読書に親しめる機会づくり

(3) 子どもの読書活動を支える人材づくり

(4) 発達段階に応じた子どもと本とメディアのよい関係づくり

(5) 市民全体として子どもの読書活動を支えるしくみづくり

取組分野 3 図書館を中心とした読書活動の推進

《施策の方向》

《具体的施策》

子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会の提供

- ・ 児童図書、児童研究資料等の収集、提供
- ・ 子どもと本をつなぐ機会の充実
- ・ 図書館からの情報提供等の充実
- ・ 障がい等のある子どもの支援の推進

ヤングアダルト世代に対する読書活動支援

- ・ ヤングアダルト等への読書サービスの充実

学校図書館の支援【重点】

- ・ 学校教育における読書活動の推進支援
- ・ 学校図書館との連携強化

地域の読書活動の支援

- ・ 公民館や地域文庫活動への支援

※2 P34～P35

取組分野 4 家庭・地域・学校等の連携の推進

《施策の方向》

《具体的施策》

読書（本）の魅力の発信【重点】

- ・ 福岡市子ども読書フォーラムの充実
- ・ 読書（本）の魅力に触れ合うきっかけづくり《新規》

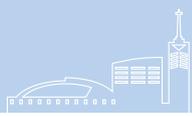
発達段階に応じた子どもと本とメディアのよい関係づくり【重点】

- ・ メディアリテラシー教育の推進
- ・ 読書活動とメディアの関係づくり《新規》
- ・ 「福岡市子どもと本の日」と「共読」の推進

家庭・地域・学校・図書館等が連携し課題解決を図るための体制の強化

- ・ 子ども読書関係団体との連携による子ども読書の推進
- ・ PTAとの連携による家庭での読書活動の推進
- ・ 保育所における関係機関・地域ボランティアとの連携の推進
- ・ 障がい児通所支援施設等における関係機関・地域ボランティアとの連携による取組みの充実

※2 P38～P39



8. 重点的に取り組む施策

第2次計画までの成果と課題を踏まえ、次の6項目について重点的に取り組んでいきます。

● 地域における読書活動の支援

公民館や市のあらゆる施設に本を配置するなど、地域における読書環境の整備は進んだと言えます。しかしながら、都市化が進み人間関係が希薄化するなど地域のつながりや交流が減ってきています。公民館をはじめとする地域文庫等ではボランティアが不足しているとの声もあります。一方で、地域活動に対する関心の高まりから、地域でのボランティア活動に興味を持つ人も少なくありません。そのため、ボランティアと地域との連携を支援し、地域を拠点とする読書活動を推進していきます。

● 学校図書館の環境整備の充実及び活用の促進

学校における読書活動は、学校図書館を中心として行われています。学校図書館には、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての役割があり、組織的、計画的に運営していく必要があります。そのために、学校教育における学校図書館の活用を系統化した「学校図書館全体計画」をモデルとして提示し、読書活動や授業及び休業中の図書館活用等を促進していきます。

また、図書分類の適正配分比率等を利用し、総合図書館の団体貸出制度も活用するなど、図書の適正な整備を行います。

● 障がい等のある子どもの読書活動の支援

障がい等のある子どもたちに、読書の楽しさを身近に感じてもらえるよう、障がいに応じた図書の選定や視聴覚機器の活用などの環境の整備を充実させるとともに、総合図書館の郵送貸出（無料）の周知に努めるなど、学校と総合図書館が連携・協力した支援を推進していきます。

● 学校図書館の支援

子どもたちが本に触れ、本に親しむことができるよう、学校図書館支援センターを中心に、学校における読書活動や学習活動への支援を推進していきます。

授業で活用する学習支援用図書（小学校用・中学校用）については、児童、生徒、教諭の要望に応えられるよう蔵書構成の充実に継続的に取り組み、情報提供を積極的に行うことで利用の拡大を図ります。

また、学校図書館を効果的に運営できるよう、学校図書館支援センターの学校訪問や運営相談を通じ、図書の選定やレイアウト等の環境整備、学校図書館の活用や利用促進に

関する助言を行い、継続的な支援に努めていきます。

更に、団体貸出にて提供する読書活動用図書の貸出においては、利用しやすい方法を検討し、広報に努めることで利用促進を図ります。

● 読書（本）の魅力の発信

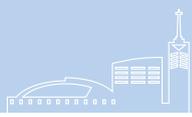
読書とは本来楽しいものであり、未知の世界とのわくわくするような出会いやドキドキするような冒険との出会いがあります。その楽しさや魅力を知らないまま成長し、大人になってしまうのはとても残念なことです。子どもたちに読書の楽しさを実感してもらうよう、読書（本）の魅力を乳幼児から高校生まで子どもたちの年齢や発達段階に応じて、家庭、地域、学校、図書館等が連携しながら発信していきます。

● 発達段階に応じた子どもと本とメディアのよい関係づくり

近年メディアの発展には目覚ましいものがあります。大人のみならず、子どももスマートフォンをはじめとしたメディアを長時間使用する現状を踏まえ、メディアを適切に使いこなすためのメディアリテラシー教育を推進していきます。

また、子どもの発達にとって読書がどのような意味をもつのか、書籍だけではなく電子書籍も含め、子どもの年齢や発達段階に応じた望ましい読書のあり方を検討し、子どもとメディアと本とのよい関係づくりを推進していきます。





9. 数値目標の設定

- 読書が好きな子どもの割合・・・・・・・・・・ **90%以上**
- 1か月に本を1冊以上読む子どもの割合・・・・・・・・ **5%増**

平成34年度までに、意識調査における「読書が好きな子どもの割合」90%以上、及び「1か月に本を1冊以上読む子どもの割合」5%増を目指します。

【現状値】平成27年度意識調査

- ・ 読書が好きな子どもの割合 86.2%
- ・ 1か月に本を1冊以上読む子どもの割合 70.3%

10. 計画の推進体制

(1) 子ども読書活動を推進するための体制の強化

計画を円滑に推進していくため、「福岡市子ども読書活動推進会議」を設置して定期的に会議を開催し、計画の進捗状況の把握と検証をしていきます。

同会議は、学校図書館関係者やボランティア活動者など子ども読書活動を行っている外部委員が中心となって、家庭、地域、学校、図書館等において、連携を図りながら積極的に課題解決を目指した協議を行います。

(2) 関係機関との連携

関係行政機関との連携に加え、多くの書店や出版社、映画配給会社等の事業者と幅広く連携・協力し合うことで、子どもだけでなく大人の読書活動も含め一体的に推進していきます。

(3) 地域との共働

計画では、行政が中心となって施策を展開していきますが、それだけでは、十分な推進はできません。地域で活動している多くのボランティアと共働することで、行政だけではできない活動を含めて、地域において広く深く継続することができる子どもの読書活動を推進します。